④社会福祉、高齢者福祉、児童福祉関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者による交通事故の抑止を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者を支援する。	・本村の住民基本台帳に登録のある65歳以上の方。 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方。	デマンドタクシーの利用券（1年につき50枚、3年目まで交付） 大玉村共通商品券10,000円分（初年度のみ）	住民生活課 防災係 0243-24-8091
はぴ福なび会員登録助成金	ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の入会登録料の一部を補助する。	本村の住民基本台帳に登録がある20歳以上の独身者。	入会登録料の半額、上限5,000円	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
高齢者健康管理事業	高齢者に保養の機会を提供し、健康の増進と高齢者相互の親睦を図り生きることに希望と喜びを持っていただくことを目的とする。	60歳以上（当該年度中に60歳になる方を含む。）の本村の住民基本台帳に登録がある方。	○宿泊施設 3人以上、2泊3日以上の利用（大玉カントリークラブは1泊2日以上）で、施設との契約金額1泊9,000円のうち3,000円を村で負担。 ○日帰り施設 3人以上で、各契約施設の飲食プランを利用した場合、1人1日当たり1,000円を村で負担。（アットホームおおたまは、個室休憩及び会議室利用で、1人当たりの利用料金が500円を超えた場合に、500円を村で負担。）	住民生活課 住民国保係 0243-24-8090
すこやか祝金	次代を担う子どもの出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育て支援を行う。	本村の住民基本台帳に登録がある親で、次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①出生児が、同一世帯の第3子以降の新生児であること ②出産前引き続き3か月以上本村に住所を有していること ③2人以上の子供（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）を現に扶養していること	出生児1人につき30万円	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
子育て祝金	次代を担う子どもの出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育て支援を行う。	本村の住民基本台帳に登録がある親で、次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①同一世帯の子が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること ②3か月以上本村に住所を有していること ③①に掲げる子を5人以上現に扶養していること	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき年額1万円	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
在宅子育て応援奨励金	児童の健全育成及び福祉の向上を図るため、在宅で育児を行う保護者に対して補助金を支給する。	生後６か月から１歳までの間、保育所等を利用せず在宅で子育てしている保護者で、村税等を滞納していない方。	月額１万円（最大６万円）	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
保育所保育料無償化	子育て世帯へ経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、保育所等利用に係る保育料を第１子目から無償化する。	大玉村内に住所を有している児童及び保護者	保育所等利用に係る保育料を無償化する。	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
住宅改修サービス事業補助金	高齢者等の自立した在宅生活の継続を図るため、住宅改修を実施する方に補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある60歳以上の高齢者（介護保険対象者を除く）及び身体障害者（児）で、村民税が非課税で、村税等の滞納がない方。 （生計中心者の所得制限あり）	補助額：課税世帯→改修費の1/4以内、5万円を限度、非課税世帯→改修費の1/2以内、10万円を限度 対象工事：手すりの設置、段差の解消、床材の変更、引き戸への変更、洋式便座への変更等 1棟につき1回とする。	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116
軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児が装用する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を補助する。	次の要件を満たす児童の保護者。 ①助成申請の時点において18歳未満であること。 ②両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、30デシベル未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象とする。 ③補聴器の装用により言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断したものであること。	補聴器本体購入に係る費用と村の基準額（15万円）を比較していずれか少ない方の額の2/3 補聴器の修繕に係る費用と国が定める基準額を比較していずれか少ない方の額の2/3	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
高齢者補聴器購入費補助金	聴力低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、日常生活の便宜を図るとともに、積極的な社会参加を促すことを目的とするため、高齢者の補聴器購入に対し補助金を交付する。	次のいずれにも該当する方。 ①本村の住民基本台帳に引き続き1年以上登録がある満65歳以上の方。 ②聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方。 ③両耳の聴力レベル55デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない方。	補助対象：管理医療機器である補聴器本体1台のみ 補助金額：本体購入額の1/2とし、5万円を上限とする。ただし、1人について1回限り。	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
高齢者エアコン購入事業補助金	熱中症を予防するために、65歳以上の高齢者世帯を対象に、住宅にエアコン未設置の場合に購入費用の一部に補助金を交付する。	次のいずれにも該当する世帯。 ①65歳以上の一人暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯。 ②住宅にエアコンが1台も設置されていない又は故障により使用できるエアコンがない世帯。 ③世帯全員が、本事業の補助を受けていないこと。	エアコン購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の1/2とし、5万円を上限とする。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116
介護職員初任者研修及び実務者研修支援助成金	介護事業所において介護業務に従事する職員の確保と定着を図るため、初任者研修及び実務者研修を終了した者に研修経費の一部を助成する。	次のいずれにも該当する方。 ①過去1年以内に初任者研修又は実務者研修を終了している方。 ②初任者研修又は実務者研修を終了してから3か月以上村内介護事業所と雇用契約を締結している方。 ③助成金の交付対象経費について、この要綱に基づく助成金以外の助成を受けていないこと。 ※介護事業所の規定あり。	初任者研修又は実務者研修に要する経費（入会金、交通費、保険料、分割払いにおける手数料、終了評価不合格者の追試等に係る追加費用及び還付金を除く。）と下記助成限度額と比較していずれか低い額。 助成限度額　初任者研修　80,000円 実務者研修　250,000円	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116